

財団法人まちみらい千代田
平成23年度第2回理事会議事録

1 日 時

平成23年10月28日（金） 午前10時から午前11時08分

2 場 所

ちよだプラットフォームスクウェア5階505～506会議室

（千代田区神田錦町3-21）

3 理事現在数 13名

4 出席者

（1）出席者（9名）

若林尚夫、小池譲二、大畠康平、高木茂、高橋陽子、
末川文昭、高橋容、林勇、師岡文男

（2）委任状提出者（4名）

小嶋勝衛、齋藤潔、高橋正人、堀田康彦

5 議 題

（1）議案第4号 財団法人まちみらい千代田就業規則の改正について

（2）議案第5号 財団法人まちみらい千代田育児休業等に関する規程の制定
について

6 開会、挨拶、定足数確認、議事録署名人の選任

定刻に至り、若林理事長より開会の挨拶があり、宗廣信理事から退任の申し出があったため了承した旨の報告がなされた。その後寄附行為第26条の規定により、若林理事長が議長となり、開会を宣言した。

引き続き、議長が本日の出席者について事務局から報告をさせ、寄附行為第27条の規定で定める定足数を満たしていることを確認し、本理事会が有効に成立している旨を告げた。

続いて、本理事会の議事録署名人として、高橋容理事と師岡文男理事の2名を指名したい旨を諮ったところ、満場一致の賛成があったので、両理事を指名し、本人もこれを承諾した。よって、議案の審議に入った。

7 議事の経過及び結果

(1) 議案第4号 財団法人まちみらい千代田就業規則の改正について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

就業規則については全文を資料1として配付しているが、改正点について新旧対照表を作成し資料2として配付してあるのでそちらに沿ってご説明する。

1. 第10条については、改正後の第12条の提出書類の後に移動することにより規程上の対象と内容を整理したものである。
2. 第11条については、財団では職員の採用を定期的に行っておらず、中途採用ということもあり、第4号及び第5号については削除し、必要があると考えられる場合に限り第6号により対応するものである。
3. 第14条については、身元保証人の有効期限について法律に定められている内容に合わせて明記したものである。
4. 第35条については、現在の規定では有給扱いとなっているにもかかわらず、その旨の記載がないため、明記したものである。
5. 第36条については、病気休暇取得の際に必要な診断書の提出について明記したものである。
6. 第37条の2及び第37条の3については、この後審議していただく育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）を整備するに当たり、文言を整理し、条文をまとめて育児休業規程に委任する内容としたものである。

以上のように説明を行い、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答や意見があった。

- 第7条の規定については特に説明がなかったが、このような細かい規定が必要なくなかったということか。

(事務局)

本来この条文については、以前あった病気欠勤に対応するものであり、この制度が廃止となった際に削除されるべきものであったが、残っていたため今回の改正に合わせて削除したものである。現在は、特別休暇のうちの病気休暇という制度となっており、第36条に同様の内容の条文を追加記載した。

2) 議案第5号 財団法人まちみらい千代田育児休業等に関する規程の制定について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

育児休業等に関する規程については全文を資料1として配付しているが、概要版としてまとめたものを追加資料として席上配付させていただいているのでそちらに

沿ってご説明する。

今回新たに育児休業等に関する規程を制定した理由としては、財団の公益法人化に向けた取り組みの中で、現在制定されていない規定であり、財団の職員に初めて育児休業を取得する予定の職員が生じたためである。

規程の目的は、就業規則に規定されている育児休業等に関する手続きや取り扱いについて定め、育児期間中の就業を支援するためである。

規程の内容としては、育児休業、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、育児短時間勤務、部分休業について定めており、そのうち育児休業にすることが主な内容となっている。育児休業については、3歳未満の子を養育する職員を対象としており、育児休業の取得期間中は基本的に無給扱いとなる。年次有給休暇及び特別休暇については、育児休業期間中は取得できないこととなっている。

育児休業以外に定めるものについては、その対象は小学校就学前までの子を養育する職員となっている。

以上のように説明を行い、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答や意見があった。

○今回制定する規程の内容については、性別に関係なく取得できるのか。

(事務局)

基本的に性別は関係なく取得できる。ただし、育児休業については、産前産後休暇という制度があり、出産した女性についてはそちらの取得が優先されるため、その期間に関する取得について、第9条に配偶者の再度の育児休業ということで記載されている。

○育児休業の内容で、「雇用関係を維持したまま、一定期間育児に専念するため」となっているが、この一定期間というのはどのくらいの期間のことを指しているのか。

(事務局)

育児休業については、最大、養育している子が3歳になるまでの間取得することができる。このため、3年以内のうち職員が希望する期間がここに記載されている一定期間ということになる。

8 報告事項

事業報告を行う前に、事務局から3月に発生した東日本大震災において被災した岩手県釜石市及び大槌町を7月14日及び15日に訪問し、それぞれ支援金50万円ずつを手渡してきた旨を報告した。併せて、8月にちよだプラットフォームスクウェア5階会議室のリニューアルを行った際に生じた会議用机や椅子、財団で不用品とな

っていた什器類について、(財) 釜石・大槌産業育成センターへ需要を調査した上で運搬した旨の報告を行った。

その後、配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

(1) 平成23年度財団法人まちみらい千代田事業実施状況報告について

23年度は、22年度に引き続いて事業の柱を「住宅まちづくり」「区民住宅の供給」「産業まちづくり」「普及啓発」の4つとし、事業の推進を図った。

まず「住宅まちづくり」事業では、マンション再生支援による良好な居住環境の整備促進の一環として、マンション管理組合の活性化支援、マンション理事長連絡会の運営及び情報の受発信、マンションの維持管理の支援の3分野を実施した。マンション管理組合の活性化支援の取り組みとして、毎月1回開催しているマンション無料相談会を継続して実施し、併せて窓口や電話による相談も受け付けた。また、マンション管理セミナーを1回開催、マンション情報紙を2回発行した。マンション理事長連絡会の運営及び情報の受発信の取り組みとしては、7月に理事長連絡会を開催し、各管理組合で抱えている問題等についての話し合いや、理事長連絡会及び財団に対する要望や意見の交換を実施した。マンション理事長連絡会には現在約50名のマンション管理組合の理事長が加入している。また、居住者の高齢化等の問題により管理組合として活動していくことが困難なマンションが発生しつつあるため、第三者管理に関する勉強会を理事長連絡会会員、マンション管理士協会に参加を呼び掛け実施した。第三者管理の勉強会を契機に第三者管理の実施を検討するマンション管理組合が現れたため、第三者管理への移行について支援を実施している。さらに、東日本大震災を受けて、湾岸ぼうさいネットワークと筑波大学が共同で実施した、震災時の対応や被害状況等についてのアンケートに協力を行い、その結果を広報紙により周知した。その他には、マンションの管理を行っている管理会社の担当者に呼び掛け、管理会社との連絡会を初めて開催した。今後も管理会社との連絡会を実施し、管理会社と良い関係を保ちながらより良い管理組合の運営を目指して支援を実施していく。

「区民住宅の供給」では、これまでどおり民間の賃貸住宅を一括して借り上げ、区の補助制度を活用しながらその管理運営業務を行った。

「産業まちづくり」の分野においては、優良中堅企業への成長支援の取り組みとして、4回目となる千代田ビジネス大賞のエントリー募集を行い、22社の応募があった。今後、2月に実施予定の表彰式に向け、書類審査、実地審査を行う予定としている。プラットフォームスクウェアを拠点とする地域産業の活性化とに関する取り組みとしては、プラットフォームスクウェアに新たに設置した4階会議室とともに5階会議室を区内中小企業の振興を図ることを主な目的に引き続き提供した。

5階会議室についてはリニューアルを行い、利用者の利便性を高めている。また、2階に設けている市町村サテライトオフィス東京には、支援金を手渡してきた釜石市と大槌町の関連団体である財団法人釜石・大槌地域産業育成センターをはじめとして、現在13団体が入居しており、毎月開催されているちよだ青空市や1階のカフェを利用した物産展など千代田区と地方を結ぶ取り組みの支援を行っている。印刷関連のインキュベーション施設として活用している印刷会館については、4月から1フロア増設し合計3フロアをプラットフォームスクウェアの5番目のアネックスとして活用し、現在満室となっている。SOHO 事業者・ベンチャー企業の支援の取り組みとして、昨年度に引き続き千代田ビジネス起業塾を計画、実施している。今年度は、女性起業家を対象とした講座を新たに企画し、10月6日から全8回にわたるカリキュラムを実施しているところである。この講座には22名の方が参加している。また、一般の起業家を対象とした講座については11月1日から全8回で実施予定としており、現在受講者を募集している。女性起業家を対象とした起業塾については、プラットフォームサービス株式会社の協力により、プラットフォームスクウェア2階に女性起業家支援オフィスを設置し家守を配置する等、知識の提供だけではなく、受講者が実際に起業を行うための環境の提供をしている。

「普及啓発」においては、市民の自主的なまちづくり活動の支援として実績のある千代田まちづくりサポートを実施した。12回目を迎えた今回は、14団体の活動について応募があり、そのうちトライアル部門2団体、一般部門8団体の活動について助成対象となった。また、賛助会員の拡大と交流促進については、今年度当初の評議員会、理事会において事業についていろいろな意見が出され、それを受けて賛助会員制度について事務局で見直しを実施しているところである。さらに情報の受発信についても前回の評議員会、理事会で意見を踏まえホームページの見直しの実施やSNSの今後の運用についてどうするか検討を実施中である。

以上のように報告を行った。

なおその際、次のような質疑応答や意見があった。

○今回の震災後、建物の安全性について関心が高まったと思われるが、耐震診断に関する業務は財団の業務なのか、それとも区の業務なのか。

(事務局)

耐震診断については、区で関連業務を実施しており、財団では行っていない。

○SNSはだんだんと縮小傾向にあり、Facebook等へ移行しているのが世間の動きである。サーバーのリース期限やその他の状況も勘案し、財団として最も良い情報のやり取りができるように工夫してもらいたい。

(事務局)

以前の理事会でもご指摘いただいているので、SNS をどうするか引き続き検討していくようにする。

○理事長連絡会への参加者はどのくらいいるのか。

(事務局)

今回の理事長連絡会には、約50名の理事長のうち10名ほどの参加があった。

○マンション管理会社との連絡会への参加は何社くらいあったのか。

(事務局)

今回は、いわゆる大手の管理会社を中心に参加の呼びかけを行い、6社の参加があった。

○参加した管理会社が6社ということだが、マンションとしては何棟ぐらいになるのか。

(事務局)

何棟管理しているかというのは正確に把握していないので不明である。しかし、少なくとも1社で2~3棟のマンションを管理しているのでそれなりの数になると思われる。

○防災アンケートの回収率等はどのような感じになっているのか。

(事務局)

今回の調査では、区内360棟の分譲マンションを対象にアンケートを配布し、73の管理組合から回答があった。

○第三者管理とはどのようなものか、説明をしてほしい。

(事務局)

第三者管理とは、マンション居住者の高齢化等により管理組合を運営していくことが困難な場合に、マンション管理士等に管理組合としての業務を全て委託して行うものである。居住者は第三者管理の受託者からの報告を受けるだけとなるため負担が軽減される反面、居住者自ら管理組合としての活動を行わないため管理組合が行うべきことが分からなくなってしまうこともあり得る。

○第三者管理勉強会の対象者はマンションの理事長か。

(事務局)

今回の勉強会はマンション管理士会が中心となって行ったものであり、参加者は

マンション管理士、管理組合理事、財団となっている。

○分譲マンションを所有者が賃貸しているケース等が多々あり、そういった場合は管理組合についての関心が非常に低い。そのため、管理組合の活動が活発にならない。第三者管理については、自分たちの財産としてのマンションを全て第三者にゆだねてしまうため課題が多い。そのあたりも含めて検討を行っていただきたい。

○マンションについては、行政は個々に様々な対応を行わない。そのため、財団がマンションと町会の関係等さまざまな部分で役割を担うことができると思われるので、きちんとした役割分担を検討して取り組んでもらいたい。

○福祉まつりにブースを出したとのことだが、どのような相談があったのか。
(事務局)

建物の維持管理や近隣との問題等について、4件ほどの相談があった。

○毎月行っているマンション無料相談会にはどのくらいの相談件数があるのか。
(事務局)

最近はコンスタントに2件ほどの相談がある。電話、窓口での相談は職員が対応しているが、相談会の開催に時間が合えばそちらで詳しい相談を受け付けるようにしている。時間的に余裕がない場合は、専門家へ問い合わせを行ったり、紹介をする等して対応している。

ここまでで、報告事項(1)に関する意見や質疑が終了したので、引き続いて報告事項(2)について報告を行った。

(2) 公益法事移行作業の進捗状況について

公益法人の移行については配付した資料のとおり、多くの申請書類の作成が必要となっているが、当財団では該当項目がないため作成不要の書類もあり、およそ半分程度の申請書が作成済みとなっている。申請書に添付する書類については、定款の案や事業報告書、事業計画書、決算書、予算書等が必要となるが、既に作成済みのものが多く、今後、証明書等の入手や評議員及び役員の人選が残っているだけである。規程についてはほとんどの規定について見直しを行う必要があるが、現在半分程度見直しが完了したところである。今後は、年内に主務官庁との確認を行い、申請書類を提出できるように鋭意作業を進めていく。その場合、公益法人への移行

時期は4月からの新年度になるのではないかとと思われる。ただし、認定委員会の審査スケジュールにもよるのでその状況によって時期はずれることが見込まれる。

報告事項（2）について以上のような説明を行った後、次のような質疑応答や意見が出された。

○公益法人へ移行した場合に、最も変わることは何か。

（事務局）

評議員、理事の役割についてはそれぞれ諮問機関、意思決定及び執行機関から意思決定機関、執行機関という役割が変わる。事業については、基本的に現在とそれほど変わらない。税金関係では、収益事業について課税されていたものが公益事業へ繰り入れることで非課税となる。また、賛助会員の方から頂いている会費について寄附控除していただくことができるようになる点が最も変わる部分と思われる。

8 閉 会

以上をもってすべての審議を終了したので、午前11時08分に議長は閉会を宣言し、解散した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人2名がこれに署名、押印する。

平成23年10月28日

財団法人まちみらい千代田

平成23年度第2回理事会

議 長 若林 尚夫 ㊟

議事録署名人 高橋 容 ㊟

議事録署名人 師岡 文男 ㊟